



場 順一
所 後 者 田
行 町 任 深
発 垣 資
岡 垣 町 長



公社の案内

「こんなかたがたのために」

- 農地を売りたいが、資金は足りない、売手もわからない。
- 農地を貸したいが、「いざ」という時に返してもらえないのでは。
- 農地を換えたいが、適当な人が見あたらない。
- 農地を転用したいが、相談するところが……。

お世話するところがあつたら、どんなに便利でしょう。

● 公社は、農家のこうした申し出に忠じて、土地をあっせんし、農地を改良し、必要な資金の借り入れをあっせんし、また許可手続きから登記まで、お世話しようとするものです。

「次のような事業を行ないます。」

- 農用地等の売買……離農や経営を縮小する人の優良農地を買入れて、自立志向農家に売ります。
- 農用地等の賃貸……離農や経営を縮小する人の農地を借受けて自立志向家に貸します。
- 農用地等の改良造成……農地の生産性を高めるための改良や、未墾地を開発して農地をつくります。また、畜産閉地の造成供給も行ないます。
- その他事業……その他農業構造改善事業に役立つための農村住宅、工業導入、近代化施設、環境整備等の事業を行ないます。

「公社を利用されると」

- (1) 手間ははぶけます……土地取得の相手方や供給先は公社が運びます。
- (2) 契約や登記などは公社がお世話します……土地の権利関係の手続きや、登記の手続き等は、公社でおこないます。
- (3) 安全です……お世話は、営利を目的としない公益法人だからです。
- (4) 安心です……10年以上の小作契約を結んだ人は、10年間の耕作が保証されます。
- (5) 長期で低利の資金が借れます
- 農地取得資金が一戸当り四〇〇万円まで優先的に借りられます。

児童手当制度実施

家庭と子どものしあわせのために

- 土地を貸した人……前払小作料は臨時所得として、平均課税扱いとなり、税金が安くなります
 - 土地を売った人……譲渡所得税の控除額が百万円から百五〇万円に引上げられます。買換えの場合は税金がかかりません。
 - 土地を買った人……登録免許税が 50,000 から 6,000 に下がります
 - 土地を貸した人……詳しくは農業委員会・農協等でお尋ね下さい。
 - 岡垣町農業委員会
- 昭和四十七年一月から

一、児童手当制度とは

児童が心身ともにすこやかに成長することは、国民すべての願いであり、家庭と社会がともに児童の健全な育成に努めることが望まれます。

このための施策のひとつとして児童手当法が生まれ、待望の児童手当制度がいよいよ昭和四十七年一月から発足することになりました。

この制度は、国・都道府県・市区町村と事業主が費用を持ちあい児童を養育する人に児童手当を支給することによって、家庭生活の安定と次代の社会をなう児童の健全育成・資質向上をはかることを目的としています。

二、児童手当を受けることができ

○ 土地を貸した人……前払小作料は臨時所得として、平均課税扱いとなり、税金が安くなります

○ 土地を売った人……譲渡所得税の控除額が百万円から百五〇万円に引上げられます。買換えの場合は税金がかかりません。

○ 土地を買った人……登録免許税が 50,000 から 6,000 に下がります

○ 土地を貸した人……詳しくは農業委員会・農協等でお尋ね下さい。

岡垣町農業委員会

児童手当は、日本国内に住所がある日本国民が、次の要件にあてはまっているときに支給されます

(1) 十八才未満の児童を三人以上養育しており、そのうちの一人以上が義務教育終了前(当初は五歳未満)の児童であること。

(2) その人の前年の収入が、一定の額(扶養親族が五人の場合二百万円)に満たないこと。

なお、この児童手当は、各種の福祉年金か児童扶養手当などを受けている人でも支給されません

三、児童手当の月額は

児童手当の額は、三人以上の児童のうち、出生順に比べて三人目以降の児童で、義務教育終了前(当初は五歳未満)のもの一人

につき三、〇〇〇円です。
当初の支給月額例

(△)の数が三、〇〇〇円にかける数になります。

児童が八歳、七歳、△四歳▽、△三歳▽の四人の場合

三、〇〇〇円×二六、〇〇〇円
児童が十六歳、十歳、七歳、△四歳▽の四人の場合

三、〇〇〇円×二二三、〇〇〇円
児童が四歳、三歳、△一歳▽の三人の場合

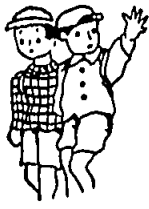
三、〇〇〇円×二二三、〇〇〇円
四、児童手当を受けるための手続きは

児童手当の支給を受けるためには、町長に認定請求書を提出しなければなりませんので、児童手当を担当の社会係に申してください。

(受付は十一月一日開始予定)なお、公務員と三公社に勤めている方は、勤め先に申ししてください。

五、児童手当の支給
児童手当は、町長が支給を受ける資格があると認定した人に対して、昭和四十七年の一月分と二月分を三月に支払います。

なお、その後は毎年度、六月、十月、二月の三回に分けて、それぞれ前月までの分を支払います。



国民年金制度のあらまし

一、必ず加入する人

厚生年金や共済組合の年金などに全々関係のない人で二十才から六十才までの人は必ず加入しなければなりません。

二、自分の意思で加入できる人

配偶者が厚生年金や共済組合の年金に加入している人又は老令年金や恩給を受けている人及びその配偶者と大学などの学生で二十才以上六十才未満の人は任意加入となっております。

三、保険料はいくらか

(一)定額保険料
加入した人は一カ月につき四百五十円で昭和四十七年七月から五百五十円となっております。

(二)所得比例保険料

定額保険料のほかに余分に納めて老令年金を余分に受けようと思う人と農業者年金に加入した人は一カ月三百五十円の保険料を納め定額部分と合せ八百円となります

四、保険料の免除

(一)必ず免除となる人
生活保護法による生活扶助を受けている人や国民年金の障害年金、母子福祉年金を受けている人は法定免除となっており受け始めたとき届出をするだけでそれを受けている間免除となります、また受けなくなるときは直ちにその旨を

届出下さい。

(二)申請をして免除となる人

(一)の生活扶助などは受けてないが保険料を納めることが困難な人は申請書を出して免除を受けることができます。これは毎年申請をしなければなりません。

五、資格喪失

(一)会社官庁などに勤める様になり厚生年金などに加入したら国民年金は必ずやめなければなりませんのでこの時は資格喪失届を提出して下さい。

(二)任意加入した人は何時でもやめることができます。

六、住所氏名変更

住所を變つたり氏名が變つた人はその旨を届出でることになっております。この場合は住所変更届氏名変更届を提出しなければなりません。

七、受けられる年金の種類

(一)老令年金
六十才迄保険料を納めて六十五才から受ける年金でこの場合繰上げ請求をすることもできます。繰上げ請求は六十五才にならなくても六十才から本人の希望によって何時からでも受けることが出来ますただし年令に応じて減額されます

(二)障害年金

定った期間保険料を納めていたり免除を受けている妻が夫を亡くし十八才未満の子供を養っているときを受けられます。

(三)母子年金

定った期間保険料を納めていたり免除を受けている祖母、姉が夫やなどを亡くし十八才未満の孫や、弟妹を養っているときに受けられます。

(四)遺児年金

定った期間保険料を納めたり免除を受けている両親が死亡し遺児となりその遺児が十八才未満のときに支給されます。

(五)寡婦年金

夫が老令年金を受ける資格を持っており老令年金を全々受けずに死亡したときにその妻に六十才から六十五才まで支給されます。

(六)死亡一時金

三年以上保険料を納めている人が死亡したときにその遺族に支給されます。

住民課年金係

恩給法及び戦傷病者戦没者遺族 援護法一部改正

本年十月一日から次のような恩給や年金などが支給されるようになりますので、なるべく早目に役場民生課にお尋ねください。

一、旧軍人等の特例傷病恩給

大東亜戦争(昭和十六年十二月八日)以降内地、朝鮮、台湾、関東州などで職務に関連して負傷したり、病氣にかかって一定限度(第五款症)以上の障害がある者に支給(公務傷病年額0.5 相当額) (新設)

二、旧軍人等の次の加算年(戦地外職務加算、各種職務加算年)を新しく認めて恩給を支給

- (1) 戦地外職務加算
- ア、航空基地職務加算
- イ、増給、詰切、居残食料支給指定部隊勤務者
- ウ、直接防衛に關する勤務従事者
- (2) 辺陲、不健康地勤務加算
- ア、辺陲、不健康地勤務加算
- イ、各種職務加算
- (3) 航空勤務加算
- (4) 戦車勤務加算
- (5) 潜水艦勤務加算
- (6) 不健康業務加算
- (7) 遠洋航海艦隊勤務加算

三、旧軍人等の一時恩給支給
引續く実在戦三年以上七年未満

の下士官以上（下士官以上の在職年が一年以上）の者に支給されることとなった。

四、外国政府職員等抑留等の期間およびその他の通算

(1) 外国政府職員等は昭和二十年八月八日まで在職していた者は全期間を、又引き続き海外に抑留等された全期間も通算して恩給を支給することになった。

(2) 戦犯としての拘禁期間を通算して恩給を支給することとなった

五、遺族援護法の一部改正
(1) 支那事変中に内地等で勤務に因りて死亡した軍人、単軍人の遺族に遺族年金を支給する。

(2) 大東亜戦争（昭和十六年十二月八日）以後に内地等で勤務に因りて死亡した軍人（文官）軍属単軍属の遺族に弔慰金、遺族年金等を支給する。

(3) 軍人恩給復活当時六十才未満であった軍人の父母等に遺族年金（七千円）を支給する（恩給法で扶養加給されているものは除く）

(4) 軍人軍属（元軍人軍属を含む）が昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあって受傷り病により死亡した場合、その遺族に弔慰金遺族年金を支給する。

(5) 入営途上又は復員後帰郷途上において死亡した者の遺族に特別支出金十万円を支給する。

(6) 夫に対する遺族年金等の支給条件が緩和され支給される。
◎ 障害年金、障害一時金

(7) 軍人（文官）軍属が事変中に於いて、公務傷病とみなされる傷病の範囲を第三款から第五款まで拡大して傷害年金を支給することとなった。

(8) 特別障害年金（障害一時金）の支給（新設）

大東亜戦争（昭和十六年十二月八日）以降内地等で勤務に因りて負傷り病した軍人（文官）軍属（単軍属）に特別障害年金（障害一時金）を支給することとなった（公務障害年金（一時金）の7.5%額）

左記の特別給付金は今回の改正により次の該当者に本年十月一日から支給されます。

一、戦没者等の妻に対する特別給付金（二十万円）

(1) 満洲開拓青年義勇隊員の妻で昭和四十五年十月一日に遺族給付金を受けた者

(2) 事変中、戦地で在職期間内に死亡した軍人軍属の妻で昭和四十五年十月一日に遺族年金を受けた者

二、戦傷病者等の妻に対する特別給付金

〔一〕、戦傷以上は十万円
〔二〕、戦傷以下は五万円

昭和三十八年四月一日に不具瘡疾の程度が傷病年金の第四款（障害年金等は第五款以上）の給付を受けた者の妻。

三、戦没者の父母等に対する特別給付金（十万円）

(1) 満洲開拓青年義勇隊員の父母や祖父母で昭和四十五年十月一日に遺族給付金を受け、死亡者の死亡当時から本年九月三十日まで子も孫もいなかった者
または死亡者死亡当時同じ氏の子や孫がなくなつた者

(2) 事変中、戦地で在職期間内に死亡した軍人軍属の父母や祖父母で昭和四十五年十月一日に遺族年金を受け死亡者の死亡当時から本年九月三十日まで子も孫もいなかった者、または死亡者の死亡当時同じ氏の子も孫もなく本年九月三十日まで同じ氏の子も孫もできなかった者

◎ 旧金鶏勲章一時賜金受給者の銀杯贈呈

満洲事変までの旧金鶏勲章年金受給者には金十万円が支給（旧勲章年金受給者に関する特別措置法（昭和四十二年法律第一号））されたが、昭和十五年四月二十九日付で金鶏勲章を授与された者には支給されなかったため、昭和三十八年四月一日の生存者（その後の死亡者は遺族）に今回特別措置として内閣総理大臣から銀杯が贈られることとなった。

黒山地区の地籍簿の閲覧告示!!

地籍調査実施に際しましては、委員及び関係者の御協力により、

黒山地区においては順調に事業の完遂をしていること、感謝いたしております。

ついでは一筆ごとの調査が完成いたしましたので、昭和四十六年十一月十五日附をもって左記により閲覧公示をしておりますので土地所有者は全員もれなく印鑑持参の上、閲覧下さるようお知らせします。

記

一、岡垣町大字黒山の地籍簿及び地籍図の閲覧

二、閲覧期間

昭和四十六年十一月十五日より昭和四十六年十二月四日まで（二十日間）

三、閲覧の場所

岡垣町役場にて

但し、十一月十六日より十九日迄と二十一日は東黒山公民館、十一月二十四日から二十六日迄と二十九日は西黒山公民館にて出張閲覧します。

四、閲覧時間

期間中毎日九時より十七時迄

五、閲覧の結果、誤り等の申し立ては、書面によることになっておりますので、申立用紙は閲覧の場所へ交付します。 企画振興課

国土調査

地区委員追加

昭和四十六年度、吉木地区国土調査は、皆様の御協力を得て順調

に進んでおります、十月（先月）町報に地区委員を掲載していただきましたが左記委員が記載もれのためおわび致します。

麻生一男、廣渡捷兵衛、岡司政信、川原三郎、鈴木一貫、原武

企画振興課

老人医療費助成

県の指導により当町に於いても老人医療費助成条例が議会で可決され十月一日から実施されておりますので通知します。

記

一、条件

① 当町に三箇月以上居住していること

② 満年令七〇才以上の国民健康保険加入者である事

③ 第三者行為による負傷り疾病でないこと

二、実施期日

十月一日受診分より

三、助成方法

受診者は従来通り一応病院の窓口で負担金（三割）を支払い町は三箇月以内にその支払金額を対象者に助成金として支給する

四、その他

① 助成金は県と町が各々負担するものである。

不明の点は民生課に問合せ下さい。

社会福祉協議会へ

香典返しとして御寄附有難う御座います

記

- 一、高倉区 故早川勇殿50才 昭和46、8、12死亡
 - 一、早川キヨ力殿より
 - 一、戸切区 故大村孝幸殿17才 昭和46、8、21死亡
 - 一、大村信夫殿より
 - 一、新海老津区故岩崎一樹殿59才 昭和46、8、29死亡
 - 一、岩崎シギヨ殿より
 - 一、吉木区 故山形利雄殿74才 昭和46、9、14死亡
 - 一、山形英雄殿より
 - 一、吉木区故長谷川周三郎殿80才 昭和46、9、24死亡
 - 一、長谷川勝殿より
 - 一、吉木区 故小田兵一殿82才 昭和46、10、13死亡
 - 一、小田 勝殿より
 - 一、山田区 故池添国治殿28才 昭和46、10、15死亡
 - 一、池添美智殿より
- 社会福祉協議会並に老人クラブへ
- 一、吉木区故川原平右エ門殿72才 昭和46、6、15死亡
 - 一、川原源次郎殿より
 - 一、波津区 故佐藤五郎殿70才 昭和46、9、16死亡
 - 一、佐藤ヒサ子殿より
 - 一、高倉区 故吉田マキ殿91才 昭和46、9、29死亡

社会福祉協議会へ寄附

- 一、岡垣町商工会青年部殿より 盆踊り大会 御花寸志として
- 一、吉木青年団殿より 盆踊り大会 御花 寸志として

肢体不自由児高校 奨学生採用要綱

- 1 奨学金 年額一〇、〇〇〇円
- 2 返済義務 返済の義務なし
- 3 募集期間 11月10日～12月10日まで
- 4 応募資格
 - 日本国籍を有し、身体障害者手帳を所持する障害程度第一級から第五級までの肢体不自由児で高校在学生徒及び明年度高校に入学試験の合格の見込みある中学校3年在学生徒 (民生課)

速賀郡の四町共同で建設するごみ処理焼却場(芦屋町大君)の職員をつぎのとおり募集します。

- 一、募集内容
- 1、職種と採用予定人員 労務職員 若干名

- 2、受験資格 昭和四十六年十二月末日現在で十八才以上三十五才未満学歴は問わない。

二、試験内容

- 1、日時 昭和四十六年十二月十五日午後一時三十分
 - 2、ところ 芦屋町町民会館会議室 (身体検査は速賀保健所の予定)
 - 3、内容 身体検査(主として胸部疾患)
- 教養試験(作文)
国述試験(主として人柄性格についての面接)

三、応募手続

- 1、申込期限 昭和四十六年十二月十日午後五時まで
- 2、申込先 速賀郡芦屋町役場内 芦屋町ほか三方町環境衛生施設組合宛
- 3、提出書類 〇職員受験申込書二部(写真貼布)
各町衛生係に用紙があります
〇履歴書二部(自筆職務内容及び取得資格等くわしく)様式は市販されているものでよい。写真貼布の必要なし。
〇受験票貼布用写真
〇受験票(全員票)一部

四、合格者発表

昭和四十六年十二月二十五日正午(各町役場前掲示)

五、採用予定日 昭和四十七年一月

六、給与興等 身分別地方公務員当組合職員の給与条例による

七、その他くわしいことは当組合又は各町の衛生係にお問い合わせ下さい。
※内容については一部変更になることもあります。

岡垣町財政事情

◎地方自治法第二四三条の三及び岡垣町財政事情書の作成及び公表に關する条例第二条の規定により岡垣町財政状況を次の通り公表する。

一 一般会計の状況

昭和四十五年度の一般会計は当初三六九、一二一、二一〇千円の規模であったが、その後五回の補正により最終予算は四四六、二七九千円となった。

これに対し決算額は歳入四六七、七九九千円。歳出、四三八、一五七千円。歳入歳出差引残額、二九、六四二千円実質年度収支二一、四一三、三三〇千円

Ⅱ収入の状況

○昭和四十五年年度の一般会計の収入状況は別表(イ)の通りである。

- (イ)町税収入状況
- ①町民税 三六、三八二、二二〇千円
 - ②固定資産税 四〇、三八八、八〇〇千円
 - ③軽自動車税 三、六八〇千円
 - ④たばこ消費税 一六、六〇七千円
 - ⑤電気ガス税 七、五七三、三〇〇千円
 - ⑥木材引取税 三、一八八千円
 - (ロ)自動車取得税交付金 六、九二二、二〇〇千円

(ハ)地方交付税一七六、一一〇千円
交通安全対策特別交付金 一七、二〇〇千円
収入額の主なものは次の通り

- ①町営住宅使用料六、四二六千円
- ②保育料 三、六五七千円
- ③戸籍等手数料 一、三六五、五〇〇千円
- ④徴税等督促料その他一、五四四、二〇〇千円
- ⑤国の支出金で収入された主なものは次の通り
- ①町道改修事業補助金 四、三五三、三〇〇千円
- ②体育施設プール設備補助金 三、八〇一、二〇〇千円
- ③障害防止事業補助金 四、〇〇〇千円
- ④児童保護措置補助金 三、五一〇千円
- ⑤消防施設整備事業補助金 一、五九〇千円
- ⑥社会教育公民館施設補助金 一、〇五九千円
- ⑦義務教育費国庫負担金 一、〇七五千円
- ⑧義務教育学校施設岡垣中職整備補助金 九四三、二〇〇千円
- ⑨庚欽離職者緊急就労対策事業補助金 一、三二九千円
- ⑩年金事務交付金一、八三三、二〇〇千円
- (ハ)県支出金で収入された主なものは次の通り
- ①沿岸漁業構造改修対策事業補助 一、二二〇千円
- ②農業施設災害復旧事業費補助金 一、一一一、五〇〇千円

- ③ 農業構造改善対策事業補助金 八六三、三〇〇円
- ④ 国勢調査委託金 五九、九〇〇円
- ⑤ 農業振興地域整備促進費 三、七二一、二〇〇円
- ⑥ 農業委員会補助金 五、五三三、〇〇〇円
- ⑦ 県民税徴収取扱交付金 一、八四一、四〇〇円
- ⑧ 国省提供施設等所在 市町村交付金 八、一六〇、〇〇〇円
- ⑨ 財産収入
- ⑩ 土地建物貸付収入 四一〇、〇〇〇円
- ⑪ 町財政調整積立金預金利息 一、四四六、六〇〇円
- ⑫ 土地建物立木売却収入 一、二二九、二〇〇円
- ⑬ 寄附金
- ⑭ 中央公民館建設事業寄附金 一、九〇〇、〇〇〇円
- ⑮ 吉木小プール建設事業寄附金 二、八〇〇、〇〇〇円
- ⑯ 繰越金 一七、三二〇、〇〇〇円
- ⑰ 繰越収入 一九、二二九、〇〇〇円
- ⑱ 諸収入 四、七九〇、〇〇〇円
- ⑲ 諸債
- ⑳ 緊急就労対策事業債 一、七〇〇、〇〇〇円
- ㉑ 中央公民館建設事業債 二、四〇〇、〇〇〇円
- ㉒ 吉木小プール建設事業債 三、〇〇〇、〇〇〇円
- ㉓ 消防自動車購入債 二、二〇〇、〇〇〇円
- ㉔ 町道舗装債 七、五〇〇、〇〇〇円
- ㉕ 町道路用地購入債 三、五〇〇、〇〇〇円

昭和45年度町税住民負担状況表

区 分	金 額	住民1人 の額	一世帯 の額	納税義務者 数	納税者1人 の額
① 町税合計	104,948	6,421	26,388		
町民税(個人)	34,213	2,093	—	4,657	7,346
町民税(法人)	2,169	—	—	42	51,642
固定資産税	36,277	2,219	9,121	4,205	8,627
軽自動車税	3,680	—	—	2,123	1,733
タバコ消費税	16,607	1,016	4,175	—	—
電気 ガス税	7,573	463	1,904	—	—
木材取引税	318	—	—	11	28,909
国有財産等交付金納付金	4,111	—	—	—	—
② 町 債	42,400	2,594	10,661	—	—

人口及び世帯数は昭和45年4月のもの
人口 16,343 世帯 3,977

- ① 議員、各種委員、町長以下の報酬料等を含む
- ② 旅費 七、一八九、九〇〇円
- ③ 需用費 一四、九〇七、〇〇〇円
- ④ 賃金 二、六六四、四〇〇円
- ⑤ 役務費 二、八〇一、二〇〇円
- ⑥ 備品購入費 七、七七四、四〇〇円
- ⑦ その他 五、五八九、九〇〇円
- ⑧ 補助費
- ⑨ 負担金 二〇、二二一、一〇〇円
- ⑩ 補助交付金 九、六六三、三〇〇円
- ⑪ その他 七、三六六、六〇〇円
- ⑫ 建設事業費
- ⑬ 高陽地区道路舗装 四、二七五、〇〇〇円
- ⑭ 山田、海老津線道路舗装 五、六八三、三〇〇円
- ⑮ 海老津、戸切線道路舗装 一七、三六五、〇〇〇円
- ⑯ 吉木小プール建設 一、三、七四、〇〇〇円
- ⑰ 吉木、矢口線道路舗装 二、〇七〇、〇〇〇円
- ⑱ 元松原障害防止事業 四、〇三〇、〇〇〇円
- ⑲ 海老津駅前歩道新設工事 八二〇、〇〇〇円
- ⑳ 消防自動車購入事業 四、四九〇、〇〇〇円
- ㉑ 炭鉱閉山鉱口閉鎖事業 五三〇、〇〇〇円
- ㉒ 中央公民館造成事業 四、七三三、四〇〇円
- ㉓ 農業施設災害復旧事業 一、七八五、〇〇〇円
- ㉔ 漁港整備事業 一、四五二、〇〇〇円
- ⑳ 以上 (地方自治法及び岡垣町条例により公表する)

別表(2) 目的別歳出内訳 (単位千円)

区 分	支出額	構成比	一般財源 充当額
議会費	18,651	4.3	18,651
総務費	120,791	27.6	111,640
民生費	30,074	6.9	20,883
衛生費	17,619	4.0	16,949
労働費	20,551	4.7	7,522
農林水産業費	26,446	6.0	20,464
商工費	1,485	0.3	1,445
土木費	65,110	14.9	43,960
消防費	10,529	2.4	6,739
教育費	85,973	19.6	45,489
災害復旧費	12,295	2.8	1,180
公債費	21,133	4.8	18,747
諸支出金	7,500	1.7	7,500
合計	438,157	100%	321,169

別表(1) 昭和45年度一般会計収入支出状況表 (単位千円)

区 分	入		出			
	収入額	構成比	支出額	構成比		
地方税	104,948	22.4				
自動車交付金	6,921	1.5				
地方交付税	176,110	37.6				
交通安全交付金	171					
使用料	9,237	2.0				
手数料	1,365	0.3				
国庫支出金	35,837	7.7				
国有提供交付金	8,160	1.7				
県支出金	22,022	4.7				
財産収入	14,385	3.1				
寄附金	4,700	1.0				
繰越金	19,229	4.1				
諸収入	22,314	4.8				
地方債	42,400	9.1				
合計	467,799	100%				
			人件費	131,799	30.0	125,523
			扶助費	7,172	1.6	6,014
			公債費	21,133	4.8	18,747
			物件費	40,924	9.4	32,812
			維持補修費	4,871	1.1	3,982
			補助費等	37,240	8.5	29,423
			積立金	36,444	8.4	34,998
			投資及び出資金貸付金	2,617	0.6	2,617
			繰出金	21,380	4.9	21,380
			普通建設事業費	101,733	23.2	36,973
			災害復旧事業費	12,295	2.8	1,180
			失業対策事業費	20,549	4.7	7,520
			合計	438,157	100%	321,169

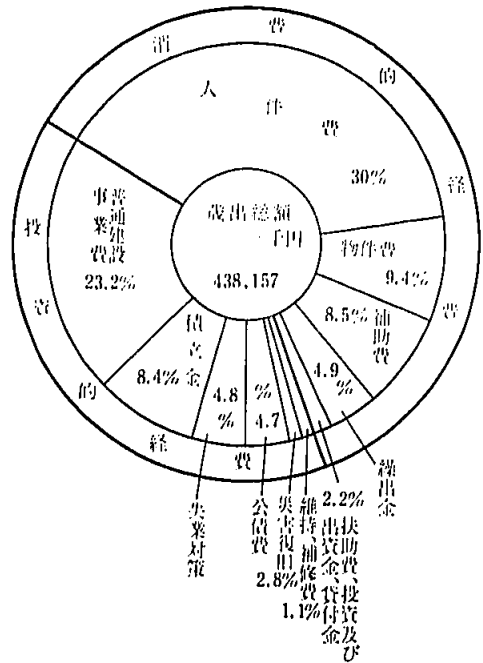
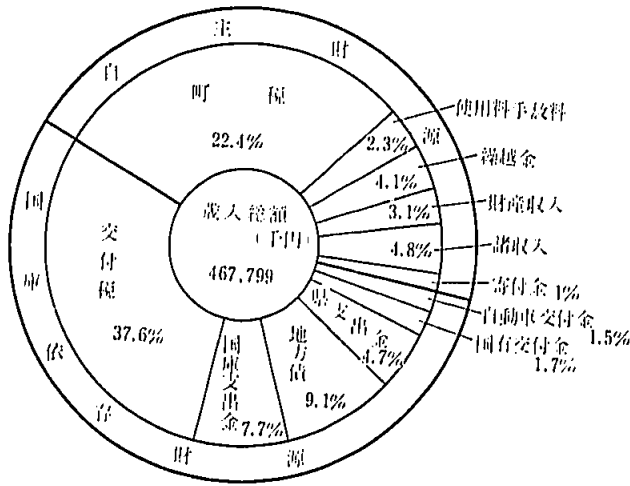
昭和46年度一般会計補正予算 (単位千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費	1. 町議会費	18,299	350	18,649
2. 総務費	1. 総務管理費	89,996	7,065	97,061
	2. 徴収費			
	3. 戸籍住民登録費			
	4. 選挙費			
	5. 統計調査費			
3. 民生費	1. 社会福祉費	47,699	1,774	49,473
	2. 児童救済費			
	4. 障害者救済費			
4. 衛生費	1. 保健衛生費	29,464	1,179	30,643
	2. 消毒費			
5. 労働費	1. 失業対策費	14,565	5,822	20,387
	2. 農業費			
6. 農林水産業費	1. 農業費	22,116	9,805	31,921
	2. 道路橋川架			
	3. 河川			
	4. 住宅			
8. 土木費	1. 消防費	22,978	276	23,254
	2. 消防費			
9. 消防費	1. 教育費	236,742	1,119	237,861
	2. 中学校費			
	3. 小学校費			
10. 教育費	1. 農業施設費	7,098	6,991	14,089
	2. 農業施設費			
	3. 農業施設費			
合計		569,398	41,186	610,584

(歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 町民税	1. 町民税	105,879	19,103	124,982
	2. 固定資産税			
4. 地方公付税	1. 地方公付税	167,033	4,401	171,434
	2. 地方公付税			
6. 分担金及負担金	1. 分担金	4,084	1,101	5,185
	2. 負担金			
8. 国庫支出金	2. 国庫補助金	107,005	1,000	108,005
	3. 国庫補助金			
9. 県支出金	2. 県補助金	12,945	11,768	24,713
	3. 委託金			
	4. 委託金			
14. 諸収入	4. 諸収入	17,233	913	18,146
	5. 諸収入			
15. 町債	1. 町債	76,400	2,900	79,300
	2. 町債			
合計		569,398	41,186	610,584



議案第七〇号
岡垣町中学校講堂防音鉄筋改築工事請負契約について
契約金額 四、八九八万円

議案第六九号
損害評価委員の選任について
手野 花田 満
元松原 広渡 孝之
吉木 長谷川 勝
戸切 石田 敬彦
吉木 麻生 順造
内浦 樋口 功
新松原 広渡 勝
榊原 石松 清
山田 松丸 正明
事務局 小早川隆士
中川 勝
麻生 潤治

議案第六八号
岡垣町道路線敷地の一部廃止について
契約金額 一四、七三三万円
契約相手方 岡垣町大字海老津 小西建設株式会社
工期 昭和46年4月1日 昭和47年1月20日
第三回定例議会は九月十六日招集され会期は九月三十日まで十五日間と決定、次の議案が可決された
議案第六七号
炭鉱離職者緊急就労対策事業請負工事契約について



契約の相手方 北九州市八幡区

工 期 昭和46年8月10日

昭和47年1月31日

議案第七一〇号

岡垣町中央公民館防音新築工事
請負契約について

契約金額 八、三二〇万円

契約の相手方 福岡市赤坂一丁目

手方 鉄建建設株式会社

工 期 昭和46年8月10日

昭和47年3月15日

議案第七二〇号

岡垣町中央公民館防音新築換気
除濕工事請負契約について

契約金額 二、〇〇〇万円

契約の相手方 福岡市大名一丁目

手方 三峯空調九州支店

工 期 昭和46年8月10日

昭和47年3月15日

議案第七三〇号

岡垣町老人医療費の助成に關す
る条例の制定について

七〇才以上の同保の被保険者

議案第七四〇号

岡垣町土地改良事業分担金徴収
条例の全部を改正する条例

議案第七五〇号

岡垣町国民健康保険条例の一部
を改正する条例

助産費補助五、〇〇〇円を

一〇、〇〇〇円に改正

議案第七六〇号

昭和四五年年度岡垣町上水道事業
特別会計決算認定について

議案第七七〇号

昭和四六年度岡垣町一般会計補
正予算(第二号)

議案第七八〇号

昭和四六年度岡垣町国民健康保
険特別会計補正予算(第一号)

議案第七九〇号

遠賀郡遠賀町ほか三ヶ町火葬場
組合議会議員の選挙について

宗 岡 輝 雄

平 井 政 秀

議案第八〇〇号

昭和四六年度岡垣町上水道特別
会計補正予算(第二号)

議案第八一〇号

岡垣町議会議員会条例の一部を
改正する条例

その他

常任委員会委員の異動

総務委員長平井政秀(前厚生
経済)

遠賀郡芦屋町ほか二ヶ町競艇施行
組合議会議員の異動

議員岩崎一樹氏死亡によりそ
の後任に平井政秀氏決定

遠賀郡遠賀町ほか三ヶ町火葬場組
合議会議員の異動

議員平井政秀氏が総務委員長
に就任されたのでその後任に

川原清彦氏が決定

第三回臨時議会は、十月三十日招
集され会期は一日と決定、その議
案が可決された。

議案第八二〇号

教育委員会委員の任命について

岡垣町大字吉木一六二八

鷲尾担見(再任)

鷲尾担見(再任)

鷲尾担見(再任)

鷲尾担見(再任)

鷲尾担見(再任)

鷲尾担見(再任)

鷲尾担見(再任)

海外移住への知識を深めよう(2)

2、海外移住の形態

移住の形態はおよそ次のとおり
ですが、受け入れ国および移住先
の事情によって、若干相違があり
ます。

1 計画移住

(1) 自営開拓農

ブラジル、アルゼンチン、パラ
グアイ、ボリビア等の海外移住事
業団直営移住地、または受け入れ
国の移住地に自営農として移住す
るもので、十〜五十ヘクタールの
土地をはじめから独立して営農を
すすめるものです。

(2) 農業技術移住

(3) 家族雇用農

海外移住事業団在外支部があっ
せんし、農場主が雇用するもので
す雇用契約期間が終ると、借地農
分益農、自営農などに独立する道
が開かれます。

(4) 単身雇用農 アルゼンチンの
花卉そ業栽培青年と南伯、北伯雇
用農などを含め、海外移住事業団
在外支部があっせんし、農場主が
雇用するものです。雇用契約期限
が終ると家族雇用農と同様に独
立する道が開かれています。

(註) 借地農雇用主または農
場主から耕地を借用し、営農利益
から土地代金などを支払うシステ
ムです。分益農一定の条件で営

農し、その利益を地主と分けあう
もので、分配率は五分五分または
六分四分というシステムです。

(3) 工業技術移住、電気、電子、 機械などの技能工および技術者を せんするものと、現地からの求人 にもとづきあっせんするものとが あり、いずれも現地企業(日系企 業だけでなく外国系企業もある) が雇用するものです。雇用期間が 終わると独立する道が開かれてい ます。

※呼寄せ移住

(7) 指名呼寄せ 特定の者が知人
その他の者を指名し、一定条件に
より呼寄せせるものです。

(4) 近親者指名呼寄せ 配偶者、直
系卑族、直系尊族、呼寄せ人に經
済的に依存している未成年に限り
保証状により呼寄せせるものです。

交通事故にあった場合心得ておきたい事

交通事故にあった場合心得ておきたい事

(1) 傷害の程度如何にかかわらず最
寄りの派出所に届け出ること。

(2) 警察署の事故現場の实地検証に
は、必ず関係者が立ち合うこと。

(3) 損害賠償につき加害者と示談す
る場合

① 示談をする場合には、損害の治
癒の状況をはっきり見極めてから

最終的話し合いに入るように。

② 事故発生後加害者側と話し合う
必要な点は、差し当っては

○治療費の支払いをどうするか

○生活費に困るような場合にはそ
の生活費をどうしてくれるか

位に留めておき事故のため出費し
た経費は細大もらさず記録をして

おいて領收書のとれるものでは可
るだけとっておいて、最終的示談
に備えること。

③ 示談の交渉をするときは、その
相手方をたしかめて損害の賠償責
任者を相手とすること。

④ 加害者の賠償能力を豫め調査を
しておくこと。

⑤ 加害者が強制保険及び任意保険
に加入してあるかどうかを調査し
ておくこと。

⑥ 賠償を請求するすべての損害額
を算出しておくこと。

⑦ 強制保険の保険金は示談金に含
めるかをはっきりしておくこと。

⑧ 示談金が確定した場合は、加害
者(保険契約者)が加入してある
任意保険は、強制保険から支払わ
れる金額に不足する分について保
険会社の定める査定基準により査
定の上保険金額を決定して加害者
に支払われる。従って強制保険か
ら支払われる金額の外に任意保険
の保険金額が全額加算して支払わ
れるものではない。

⑨ 示談が成立した場合には、示談
書を作り双方一通あて持っておく
こと。

⑩ 事故に対する損害賠償の解決を

するため加害者と示談をする前に先ず福岡県の交通事故相談所（福岡県庁内）市町村役場或は交通事故被災者の救済事業を行なっている協会、又は信用ある団体等に相談をして、事故処理についての予備知識をつけておくこと。

⑤加害者側との示談が成立せず損害賠償問題が解決しない場合

⑥加害者の自動車加入している損害保険会社を通じて自動車算定会査定事務所に被害者から損害賠償額支払請求書を提出し、直接請求すること。

⑦強制保険の損害賠償額の内容

⑧死亡による損害
 ⑨生存していたならば将来得られたはずの収入、葬儀費、遺族慰謝料等を一括して死亡者1人につき最高500万円まで。

⑩死亡するまでの傷害による損害1人につき最高50万円まで

⑪傷害による損害
 ⑫救助捜索費、治療関係費、慰謝料、休業補償費の合計に対し1人につき最高50万円まで

⑬慰謝料は治療実日数1日につき千円、休業補助費1日につき七百円ただし七百円以上の休業損害が証明できる場合1日につき最高三千円まで。

⑭障害の程度に応じて等級により一人につき第1級500万円から第14級19万円まで。

⑮仮渡金制度
 被害者は損害賠償額の前払いと

してけがの場合1人につき程度に応じて1万円、5万円、10万円の3段階死亡の場合1人につき50万円の仮渡金を保険会社に請求できる。

⑯内払金制度

被害者は治療が長びいてその間の損害が10万円以上になったときは、10万円刻みに保険会社内払金の請求ができる。また加害者も請求できる。

⑰ひき逃げなどされた場合の補償
 ひき逃げされた場合、無保険者、盗難車等にひかれた場合は法律によつて政府が補償します。被害者の請求はこの損害保険会社でも受付ます。

⑱保険金請求権の時効

被害者の場合は事故が起つてから2年以内、加害者の場合は被害者に損害賠償の支払いをした日から2年以内に保険会社に請求しないと時効になる。ひき逃げなどの場合も事故が起つてから2年で後遺障害については後遺症が確定した日から2年です。

//交通事故の事後処理の相談については簡単なものは「福岡富士ビル内社団法人福岡県交通事故被害者協会」に相談して下さい。TEL 092・78・4314 //



猟銃などの許可
 更新を忘れずに

猟銃や空気銃を持ってある方は5年ごとに所持許可の更新を受けなければなりません。

昭和41年に所持許可を受け、今後引き続き持つとする人は12月1日から12月16日までの間に次の書類を住居地の警察署に提出してください。

- 猟銃所持許可更新申請書・本人の写真（2通・2枚）
- 精神病者、または麻薬や大麻の中毒者でないことを証明する医師の診断書

⑳今後引き続き銃を持つ意志のない人（更新しない人）は必ず警察に連絡し、銃を譲り渡すか、廃棄するなどの処置をして許可証は返納しなければなりません。

更新の手続は地元警察署の防犯課で取扱っていますので、詳しいことは海老津派出所、駐在所にお尋ね下さい。

行楽シーズンに
 備えて

- 1 飲酒運転の防止
 飲酒事故を起した運転者の弁解を聞いてみますと「少ししか飲んでいないので大丈夫だと思つた」

「自分は酒に強いからこれ位は大丈夫と思つた」

「車を持って帰らないと翌日不便だから」という動機によるものがほとんどです。行楽期には、開放的な気分になりつい一杯というところになりがちです。みんなで協力しあい、飲酒運転を追放しましょう。

2 むりなスケジュールのドライブはやめましょう

「できるだけ遠くに行こう」
 「できるだけ多くを見よう」

このような無理なスケジュールが過労運転や速度の出し過ぎによる事故をまねきます。無理のないゆとりをもつたスケジュールで楽しいドライブをしましょう。

3 わき見運転はしないよう注意しましょう

わき見運転は追突などの事故に直結します。車を運転するとき前をよく見ることはわかりきったことですが、行楽地のドライブは同乗者と話しに夢中になったり、景色に見とれたりしてわき見運転をするドライバーが多いようです。車はあなたが頼りです。あなたがわき見をした瞬間から車はめくらの状態で走ることになり、事故がおこらないのが不思議なくらいです。

4 団体旅行も十分注意して
 各事業所などでは貸切りバスを利用した団体旅行も計画されていることと思えます。行楽地では

やり景色に見とれたり一杯気嫌でうっかり道路に飛び出したりして事故にあひ者亡したケースもありません。団体旅行での事故は一度に多くの死傷死を出す重大事故となります。事前にバス会社や事業所で十分な計画をたて、むりなスケジュールやむりなコースは避けるようにしましょう。

5 レンタカーを利用される方に
 一時下火になっていたレンタカーも借り上げ手続きの簡便さ、旅行先での乗り捨て自由など車の使用が便利のため、その利用が増加しています。しかしその裏には恐ろしい事故が待っています。慣れない車で不案内な行楽地のドライブ、料金を払った人と車であるという気安さなどから取り扱いが粗雑になったり、取り扱いに慣れがあつたりして無茶な運転が多くなり、事故も続発しています。レンタカーと言えども愛車同様丁寧に取扱つて安全運転にとめましょう。

※45年県内目別交通事故発生状況

月別	発生件数	死者数	傷者数
1	2357	48	3286
2	2501	38	3361
3	2918	58	3883
4	2778	44	3823
5	3262	42	4437
6	3230	45	4428
7	3348	59	4508
8	3424	53	4721
9	3410	54	4527
10	3493	60	4646
11	3366	45	4475
12	3491	51	4483
計	37578	597	50578

秋の全国火災予 防運動始まる!!

統一標語「いま、燃えようとして
いる火がある」

火災の起りやすい季節となつて
います。本年の上半年の火災件数
焼死者は昨年同期に比べ、いずれ
も減少していますが、その反面、
住宅火災はいずれも増加となつて
います。

このことから各家庭における日
常の防火態勢が叫ばれています。
各家庭において親子の話し合いの
時間を設ける等して次のことにつ
いて創意工夫と実施の徹底をしま
しよう。

- ① 火気使用器具の安全な取り扱
いと使用後の点検
- ② 火気使用場所の整理整頓と付
近の可燃物の除去
- ③ 火災危険物品の安全な取扱い
と保管
- ④ 就寝前、外出時の火の元点検
- ⑤ バケツ一杯の水のくみ置き
- ⑥ 助行と必要に応じた消火器の
設置
- ⑦ 避難経路の設定、避難器具の
準備等
- ⑧ 老人、病人、子供等の就寝場
所の選定
- ⑨ 暖房器具(石油ストーブ)の
正しい使い方……使用方法、
使用場所
- ⑩ たばこの投げ捨てと吸たばこ

の防止
遺言郡消防署電話番号

火災と救急……(〇九三)

六九〇〇一一九番

予防相談……(〇九三)

六九〇三〇〇一番

「合理」について

よく「合理化反対」ということ
ばを聞く。なぜ合理化に反対なの
だろうか。合理化という意味がど
んな意味を持っているのか。この
辺から考えて見ると面白い。日本
人は大昔から親分——見方によっ
ては殿様・天皇・上官・両親など
も広い意味で親分とも見れる——
から世話をやいて貰って生活した
善い親分もあり悪い親分もあつた
合理など考える暇もなかつたかも
知れない。

× × × × ×
合理 RATIONAL とは理に
かなつたことであるが、理という
むつかしい理論は別にしてフラン
スでは合理を考える時理論が強調
され、イギリスでは文化の特徴と
して経験が強調される。理論と経
験とは表裏一体のものであつて、
理論のための理論ではない。合理
化反対など云われる時の合理とい
うことばの中には経験実行を考え
る時に出て来るものと思われる。
「ことば」ができあがるまでには
長い歴史経験があり、深い思考が
積まれた結果である。一体 RAT

IONAL という語はラテン語の
rei 英語の rate や ratio と
う語の語源からきたものでラテ
ン語の rei think, count と
いう意味である。合理的なものと
云う時には「よく考慮され・比
較され・計算され」たものである
時に欧米では使われる。

× × × × ×
比較や経験や計算・まして熟考
されて出てくるものは非証法的に
実験証明されたものでなければな
らぬ。実験や比較計算にはプラス
的なものとマイナスのものとが
出て来る筈である。常に百パーセ
ントではない。論理学で云われる
正反の理がある。吾々が見落して
ならぬ西欧の共通の傾向には合理
が不合理と常に共存的にとらえら
れているということである。合理
を合理ならしめるには内包する不
合理が検討されてこそ成り立つも
のである。プラスとマイナスが比
較されると不合理と計算されれば
成立しないものである。もしも合
、不合理を考へる時、考へが一方に
傾いていたら、その結論は傾斜
した結論しか出ない。逆説的な表
言をすれば合理の中に不合理あり
、不合理の中から合理を発見する
努力が合理を産み出すことになる

× × × × ×
民主主義とか合理主義とか科学
的と云われる外国輸入の思想や学
問をする時に注意しなければなら
ないことは、出来上つた結果だけ

を見て、それがどんな苦勞——矛
盾や不合理や反対——を消化して
成り立つたものであるかを忘れた
いことであり、また先人の苦勞を
追想してよく味わい学ぶことであ
る。自己を述べて他を知らないで
は合理も不合理もあつたものでは
ない。そこで教育や政治に就いて
も合理性が要求され、合理化が必
要であるが、事をいそぐあまり、
一面を考へて他面を追求し検討す
ることを忘れないようにありたい
ものである。上からの政治や行政
でなく、下からの要求や反対はか
り人民の政治が行われることを念
願する。そのためには常にお互の
広い意味の対話、交流が望まれる

× × × × ×
個人の生活に就いても、現在の
ままで良いのか、子供達の将来は
このままで保証されるのか。親と
して責任が持てるか、自分一代は
飲み食い生きて行くことができ
ても、未来への夢なしに子供達を残
して行くことが、どんなことを意
味するかを親として考へる必要は
ないのかあるのか。人間の合理化
民主化幸福化をどうしたらできる
かと個人として考へることは社会
人としても考へることになるわけ
である。フィードバックが唱えら
れる情報化時代である。家庭的に
も社会的にもフィードバックの円
満な交流を切望するものである。

× × × × ×
教育委員会、鷲尾坦見

岡垣町教育委員会 教育長に 鷲尾坦見氏 再任

さきに小早川愛任前教育長の残
任期間に鷲尾坦見氏が選任されて
いたが任期満了のため、第四回岡
垣町議会において鷲尾坦見氏が教育
委員に選任され、同月二十五日付
で教育長に再任された。
教育行政に対する氏の今後の努
力を期待したい。

野 犬

現存する野犬は飼犬であつた犬を
飼を与えずに、はなし飼いにした
り小犬の場合は、可愛いが大きく
なると可愛いさもなくなる等の理
由で捨てられるものが殆んど野犬
化しておるようですから不用の犬
は野犬化しない中に役場の衛生係
に電話で不用犬がおるから取りに
来てくれと連絡があれば保健所の
捕獲人に知らせ取りに来て貰い
ますと共にすでに野良犬で人にな
つておつて捕獲出来るような犬
は捕獲して知らせて頂きますよう
町民の皆様御協力をお願い致し
ます。

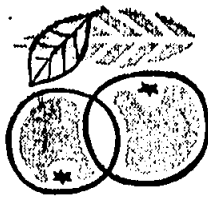
× × × × ×
尚飼犬は、はなし飼いをしないよ
うにして下さい農作物や家庭の植
木や草花等に害を与えたと云う苦
情が出ておりますのでこれも御協
力をお願い致します。 住民課

うまいー岡垣の米

米の供給事情が緩和した今日、消費面からは産米の品質向上が強く要請されていることに鑑み、去る十月六日、遠賀郡農協において八幡農林地域米食品改善協議会の主催で、山口大学の山本陽三助教を招いて、消費者代表、生産者代表、米穀の販売業者、食糧事務所、購販連、町村、農協等の各種団体の代表者が出席し、美味しい米づくり座談会が開催され米の品質、食味等について活発な意見の交換がなされた後試食会が催された。試食の方法は、一枚の皿の上に三種の供試飯をおいて、そ

俳句

高陽団地 村田中泉子
山蟻の来て遊ぶあり旅酌
老杉を開みて比古の盆踊
高陽団地 前田四郎
唐辛子色とり／＼に裏畑
秋茄子の目毎に太りつややかに



れぞれが赤腎黄と色分けしてありその色ごとにおいしい、普通、まずいという審査方法で三十七名の審査員によって行なわれた結果、おなしというのが黄色（島根米）十八票青（遠賀米）二十票、赤（岡垣米）二十五票という結果で、地元岡垣米が好評を得た。

産業課



「住みよい社会をつくる郵便貯金」奨励運動のお願い

みなさまのおそばで、いつもゆたかなくらしのお手伝いをしていく郵便貯金は、年々順調な増加を続け、その貯金総額は8兆円をこえる巨額に達しています。この貯金は、国の財政投融资の一環として運用され、みなさまのくらしに關係の深い住宅建設の促進、公害の防止、生活環境施設の整備、農林漁業や中小企業の近代化、文教施設の拡充、道路・港湾・鉄道の建設など社会資本の充実にたいへん役立っています。

会を築いていくためには、財政投融资の大きな資金源である郵便貯金の働きが、いっそう重要になってきています。このような情勢から、郵政省では、関係機関の協力を得て「住みよい社会をつくる郵便貯金奨励運動」を十月一日から三十一日まで全国で行ないます。この運動は、郵便貯金が資金運用の面で、ゆたかな国づくり町づくりに大きな役割を果していることをお知らせして、郵便貯金に対するみなさんのご理解とご支援を得ようとするものです。

公民館対抗相撲

十月九日、高倉神社で九チームが熱戦を繰りかへる。団体の部

- 優勝 吉木 A
- 準優勝 波津
- 三位 三吉
- 三位 吉木 B
- 個人一般の部
- 優勝 山田 豊(高倉)
- 二位 入江明徳(榎塚)
- 個人戦中学生の部
- 優勝 中村辰彦(波津)
- 個人戦小学生の部
- 優勝 木田武生(吉木)

相撲は国技で、脚腰をきたえるため発達した。全身運動にもなり体力づくりに最も望ましいもの。今の若い人には、大衆の面前で土のつくことは耐えがたいかもしれないし、汗と泥まみれになることは馬鹿らしいかもしれない。が何日間か練習をしただけでも、練習をしていない人より強い。強いという自信が、相撲だけでなく勉強にも他のことにも優越感として働き、積極性、負ん気、自主性を生み出す。

公民館

湯川山登山の記

岡垣町報十月号に公民館主催の湯川山登山の記事を読んで、目頭の念願を果したいと、小学生の遠足の日を数え待つ思いで雨よ降るなど祈りつつ、十月十日時間までに集合所に自乗車でかけつけたところ何と女供子ばかりでないか。若者が集まるものと思っていた期待ははげれてガッカリした。いよいよ出発時間となって歩き始めると、女子供の足におくれがちで成田山に参拝、登山の安全を祈願して貰ってこれからの登山の木番。急な石ころ道、年寄りには無理

だったと思うが女子供には負けれないかと歯を食いしばって後からついて登る。もしきょうの登山者が若者ばかりであったら途中でへたばったであろうが、女子供に助けられて十二時頃頂上にたどりついた。集合所での期待はげれは私のために幸せであったと感謝せねばならぬ。

この湯川山は私にはふる里の山であり数々の思い出の山である。約六十年前の山は草千里とはいい過ぎになるが、一面の牧草地であって宗像の田野から牛に大鞍をつけて一歌切りにこの頂上まで来たこともあった。その頃はあたりに一木もなく視界は開けて響灘は眼下に、晴れた日は沖ノ島から岩

